

介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善の具体的内容について

- (1) 「経験・技能のある介護職員」を基準とし、その他の介護職員は、1 / 2 未満、その他の職種の職員は基準の1 / 4 未満を支給
  - (2) 令和元年10月から令和2年3月までの介護職員等特定処遇改善金は、令和2年5月末に一時金として支給
- ※ 「経験・技能のある介護職員」とは、原則として勤続10年以上の介護福祉士で一定水準以上の評価を得た職員とする。
- ※ 各職員への一時金の支給は一律ではなく、期末の評価によって変動する。